

第20表 交通関係法令違反取締状況

(1) 違反別・態様別取締件数

違 反	件 数	構 成 比
総 数	989,976	100.0 %
無 免 許	1,355	0.1 %
酒 酔 い	41	0.0 %
酒 気 帯 び 0.25 mg/ℓ 以上	706	0.1 %
酒 気 帯 び 0.15 mg/ℓ 以上	292	0.0 %
速 度 超 過	104,468	10.6 %
横 断 歩 行 者 妨 害	12,472	1.3 %
一 時 不 停 止	158,821	16.0 %
右 左 折 方 法	16,156	1.6 %
信 号 無 視	121,603	12.3 %
通 行 区 分	3,430	0.3 %
指 定 通 行 区 分	66,154	6.7 %
進 路 変 更	106,627	10.8 %
指 定 横 断 等	36,135	3.7 %
通 行 帯	17,776	1.8 %
追 越 し	356	0.0 %
踏 切 不 停 止	14,289	1.4 %
通 行 禁 止	169,851	17.2 %
整 備 不 良	5,305	0.5 %
定 員 外 乗 車	235	0.0 %
大型自動二輪車等乗車方法	797	0.1 %
駐 停 車	53,299	5.4 %
積 載 物 重 量 制 限 超 過	1,295	0.1 %
携 帯 電 話	89,415	9.0 %
保 管 場 所 法	138	0.0 %
そ の 他	8,960	0.9 %

(2) 行政処分の基礎点数告知件数

違 反	件 数
総 数	7,055
シ ー ト ベ ル ト	6,740
ノ ー ヘ ル	315

(3) 放置違反金納付命令件数

違 反	件 数
放 置 違 反 金 納 付 命 令	358,591

注1 駐停車とは、違法駐車行為をした者が①当該行為により交通反則告知される。②当該事件について公訴を提起される。③家庭裁判所の審判に付される。等の場合をいう。

2 放置違反金納付命令とは、放置車両の使用者に対し、公安委員会が放置違反金の納付を命ずる処分をいう。

数値：交通執行課(駐停車、保管場所法及び放置違反金納付命令を除く。)、
駐車対策課(駐停車、保管場所法及び放置違反金納付命令)